

1 社会環境から見た問題点・課題

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

わが国では、平成20年を境に人口が減少しており、また、少子高齢化も顕著に現れています。

本町では、平成27年の国勢調査で人口が増加に転じましたが、大泉町人口ビジョン（令和2年3月改訂）において、今後、人口の減少が予想されており、人口ピラミッドの山も着実に高年齢層へシフトしています。

このような状況を踏まえ、本町においては、人口減少・少子高齢化に対応して、持続可能なコンパクトなまちづくりを進めるとともに、高齢者をはじめとする町民の移動手段を確保し、公共交通の更なる利便性向上を図ることが必要となっています。

このため、今後のまちづくりでは、コンパクトなまちづくりと公共交通が連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取り組みが重要な課題となっています。

(2) 多様な価値観が共生する社会の形成

人々の豊かさは、「物質的豊かさ」や「心の豊かさ」から多様な生き方を選択できる「選べる豊かさ」も重視されるようになりました。それに伴い、家族形態、働き方、暮らし方などのライフスタイルが多様化するとともに、「ワークライフバランス」、「一億総活躍社会の実現」、「ダイバーシティ」などへの社会的関心が高まっています。

本町では、多様な生き方を選択できる「多選択社会」に向けて、国籍、性別、年齢などに関わらず、多様な価値観が共生できるまちづくりを推進することが重要な課題となっています。

(3) 厳しさを増す経済状況

国内の経済・産業の現状は、世界的な金融危機以降、地域経済を支えてきた産業が低迷し、製造業においては、工場の海外移転など、産業の空洞化も進んでいる状況にあります。さらに、新たな脅威として、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見えない経済状況となっています。

大企業を中心とした「ものづくりの町」としての性格が色濃い本町においては、事業者の雇用の安定や税収の確保を図るために、産業活動が活発に展開しやすい地域環境等を維持継続していくとともに、既存企業の拡張や新たな企業進出の要望に応じ、工業地に隣接する低・未利用地等を新たな産業集積地へ転換するなど、まちを活性化させる土地利用を検討する必要があります。

このため、住環境との調和を前提としながら、産業活動を支援するための道路・土地利用規制などのあり方について検討が必要となっています。

(4) 環境に配慮した社会形成

環境問題は、地球温暖化対策やごみの減量化等に象徴されるように、わが国のみならず全世界において継続的な対応が求められています。

本町では、このような環境問題に対して、循環型社会の実現を目指すとともに、環境の保全及び美化の取り組みを推進していく必要があります。

また、今後の都市づくりにおいては、環境と調和した生活環境の確立を目指すために、環境負荷の小さな都市へと転換していく必要があります。

このため、自家用車に過度に依存しないエネルギー消費の少ない公共交通を推進することが重要な課題となっています。

地震・豪雨・竜巻等の自然災害に対しては、基盤整備による防災性を高めるとともに、地域の防災組織の育成や住民意識の啓発を図るなど、ハード面とソフト面の両面からの取り組みが求められています。

本町では、今後も地域における防災・減災体制を強化するとともに、近年多発している大型台風や集中豪雨に対して、浸水被害を抑制することが必要となっています。

2 町の現状から見た問題点・課題

(1) 地域地区制度の運用

本町の26%を占める市街化調整区域は、町に残された貴重な農地や河川敷であることから、新たな産業集積地と調和した営農環境を保全するとともに、町の原風景を保全する観点から、適切に保全していく必要があります。

また、市街化区域に指定されている用途地域については、準工業地域(8.6%)・第一種住居地域(15.7%)・第二種住居地域(2.1%)・準住居地域(4.0%)などの、「多様な建築物を許容する」用途地域が30%以上を占めており、小規模な工場と住宅の近接などの問題を生じやすい規制となっていることから、建築物の状態を注視するとともに居住環境と操業環境の秩序あるすみ分けを行うために、用途地域の見直しを行う必要があります。

さらに、東毛広域幹線道路の沿道部においては、基盤整備にふさわしい沿道空間の形成を誘導する観点から、産業集積地など新たな土地利用のあり方について検討する必要があります。



(2) 市街地環境の総合的な改善

本町では市街地の大半が土地区画整理事業や工業団地造成等によって整備されており、良好な市街地が形成されています。

しかし、西部地区等では、地権者等の合意形成の遅れなどから、十分な土地利用を図る事ができないばかりか、緊急車両等の進入が困難な市街地が残されています。

これらの市街地については、住民が安心して生活できる市街地を形成する観点から、土地区画整理事業の実現を模索するとともに、街路事業などによる改善や地区計画の導入を検討していく必要があります。

（３）道路・交通環境の改善

本町では、市街地の大半が土地区画整理事業や工業団地造成事業等によって整備された経緯もあり、幹線道路・補助幹線道路は良好な整備状況となっています。現在、完成した東毛広域幹線道路へのアクセス向上のため、小舞木寄木戸線の整備を進めており、自動車交通の円滑化を推進しています。

しかし、面的整備が遅れている地区では、土地区画整理事業の実施にともなう都市計画道路の整備を想定していたことから、いまだに整備が行われていない状況にあります。長期未着手の都市計画道路について、全域のネットワークを形成する観点から、事業手法の見直し等を進める必要があります。

今後は、小舞木寄木戸線の整備を早期に進めるほか、改修時期を迎えている幹線道路をはじめとした道路の適正な維持管理を行うとともに、老朽化した橋りょうの長寿命化を進める必要があります。

また、歩行者が安全に通行できる道路環境を確保する観点から、歩道のバリアフリー化を推進し、交通安全に配慮した道路環境整備に努める必要があります。

（４）公園・緑地の利用促進

本町には、総合公園 1 箇所、近隣公園 6 箇所、街区公園 31 箇所の他に、いずみ緑道・分水堀緑道・大泉スバル運動公園など、数多くの公園が点在するとともに、町域の南端には利根川の河川敷が広がるなど、公園・緑地の整備状況は極めて良好と言えます。

しかし、面的整備が行われていない地区では、土地区画整理事業の実施にともなう公園整備を想定していたことから、いまだに十分な整備が行われていない状況であり、これらの地区での公園・緑地の確保に向けた事業手法の再検討を行う必要があります。

今後は、安全性や快適性に配慮した整備や維持管理を考慮するとともに、少子高齢化の影響を踏まえて、利用者・住民のニーズに沿った施設内容の見直しや再整備等を進めることにより、一層の公園利用の促進に努める必要があります。

（５）下水道整備の推進

本町では、市街地の大半である 1,241ha を対象とする公共下水道計画があり、273.2ha(22.0%)（令和 2 年 5 月 1 日時点。28 頁参照）の区域で供用開始されています。

今後も、事業計画に沿って整備を推進し、供用開始区域面積の拡大を図り、公共下水道への接続を促進し、下水道施設の適正な維持管理を行うことで、適切な汚水処理が図られるように努める必要があります。

(6) 安全・安心な生活環境の実現

本町では、地震・風水害などの災害に対して、都市基盤の充実、危険情報の伝達・共有、住宅の耐震性能の向上など、総合的な観点から安全性を備えた都市づくりが必要とされています。

特に、避難所・避難場所への住民の円滑な避難や支援・復旧活動を可能とするために、避難路の安全性を確保する必要があります。

また、非常時の円滑な情報伝達を行うために、防災行政無線や安全安心メールの効果的な運用に努める必要があります。

(7) 美しい街並みの形成

城之内公園やいずみ緑道、利根川等、本町を代表する景観拠点の修景に努めるとともに、幹線道路沿道部の緑化等の修景を図るなど、良好な市街地景観を維持・保全する必要があります。

また、住民との合意を基に、建物の建て方・色使い・屋外広告物の設置などに関するルールづくりと運用による景観形成など、住民との協働により自らが住む地域に誇りを持てる景観づくりに取り組む必要があります。



(8) 快適で住みやすい都市づくりの推進

本町は、公共施設における障害者向けの駐車スペースの確保はもとより、歩行者空間の段差解消など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすため、ユニバーサルデザインを活用した快適で住みやすい都市づくりに努める必要があります。

(9) 住民との協働のまちづくりの推進

本町の目指すべき将来像や都市整備事業等を実現していくためには、都市づくりに関する方針を住民・事業者・行政が共有し、各々の理解と協力を醸成するとともに、「大泉町協働のまちづくり推進指針」に基づき、協働のまちづくりを進める必要があります。

